

13 評議・判決

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

評議室

(評議)

弁論手続後、裁判員と裁判官は、評議室で評議を行いました。

評議では、まず、法廷で取り調べた証拠をもとに、被告人が起訴状に書かれた放火を行ったかどうかについて議論しました。

◆◆ 被告人は犯人か ◆◆

Aさんは、ドアノブの血こんは被告人のもので、新しいものだったのだし、乙野方から出てきた男が被告人だと思うという田中証人の話も信用できるので、被告人が犯人に間違いないのではないかと意見を述べました。

他の裁判員も、被告人の血が事件の2週間前にドアノブに付いた可能性はあるか、田中証人の話を全面的に信用して大丈夫か、などといった点について、いろいろな意見を述べました。

◆◆ 議論を尽くして ◆◆

裁判員から一通り意見が出たところで、裁判長は、「一度にいろんなことを議論するのではなく、検察官の論告と弁護人の弁論の内容に即して、問題点を整理して議論してみましょう。」と提案しました。

そして、まず、①ドアノブの血こんは被告人のものか、②その血こんはいつドアノブに付いたのかという点を議論しましたが、DNA型鑑定、血こんの状態から、血こんは被告人のものであり、それは新しいもので2週間前に付いたものとは考えられないという点で、全員の意見が一致しました。

次に、③事件後乙野方から出てきた男が被告人かどうかを議論し、田中証人はわずかな時間しか見ていないので被告人だとは言い切れないとの意見も出ましたが、少なくとも被告人と非常に似た男であったという点では意見が一致しました。

そのほか、④事件当時、被告人が家にいたのかという点なども議論がされました。

このような議論を尽くした後、最終的には、弁護人が弁論で指摘した点を考慮しても、検察官の論告のとおり、被告人が本件放火事件の犯人であるとの結論で、全員の意見が一致し、3日目の日程は終了しました。

◆◆ 刑は… ◆◆

4日目は、どのような刑にするかを議論しました。

まず、裁判官の1人が、法律で定められている刑の種類や範囲を説明しました。また、検察官の求刑は、類似の先例を調査した上で、検察官の立場から、この事件について相当だと考える刑を述べたものであることなどを説明しました。

その後、どのような刑にするかについて議論がされました。

最終評議が整ったところで、裁判官3人は判決を作成するために評議室を離れ、裁判員は評議室で休憩することとなりました。

◆◆◆

しばらくして、裁判官3人が評議室に戻り、判決の内容を裁判員全員の前で読み上げて確認した後、裁判員と裁判官は判決宣告のために法廷に向かいました。



評議の様子（広報用映画「裁判員」より）

法廷

(判決宣告)

法廷に入り、着席した後、裁判長から判決が宣告されました。

判決宣告により、裁判員の仕事は終了します。

コラム 多数決の方法

裁判員と裁判官の全員が評議で議論を尽くしても、意見が一致しない場合には、多数決で結論を決めます。

この場合、裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員のみで被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを定める場面では有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。これを図で見ると、下図のようになります。

【多数決の例（事実認定）】

【事例】
被告人が殺人を犯したかどうかについて、意見が分かれた。

例1

裁判員 裁判官

裁判員 3人, 裁判官 2人 → 有罪
裁判員 3人, 裁判官 1人 → 無罪

有罪 無罪

有罪の意見の数は、5人であり（過半数）、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

<結論>
有罪

例2

裁判員 5人 → 有罪
裁判員 1人, 裁判官 3人 → 無罪

有罪 無罪

有罪の意見は、「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む」という要件を満たしていないので、「被告人が有罪である」と認定することはできず、検察官が立証責任を負う犯罪事実の証明がないということになる。

<結論>
無罪

また、どのような刑にするか（量刑）を判断する場面でも、多数決で結論を決めるには、合議体の過半数の意見であり、かつ、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。

もし、量刑についての意見が分かれ、この条件を満たさない場合には、満たすようになるまで、被告人に最も不利な（重い）意見の数を、次に不利な（重い）意見の数に足していき、結論を出すこととなります。これを図で見ると、下図のようになります。

【多数決の例（量刑）】

【事例】
量刑について、次のように意見が分かれた。

裁判員 3人, 裁判官 1人 → 懲役 7年
裁判員 1人 → 懲役 6年
裁判員 2人, 裁判官 2人 → 懲役 5年

懲役 7年 懲役 6年 懲役 5年

いずれの意見も「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見」になっていない。

被告人に最も不利な意見である懲役7年の意見を次に不利な意見である懲役6年の意見に加えると…

懲役 6年 懲役 5年

懲役6年の意見の数は5人（過半数）であり、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

<結論>
懲役 6年

裁判員が参加する裁判・評議の
具体的イメージ編